

仕 様 書

この仕様書は、大分県庁舎一般廃棄物処理業務委託契約に基づき、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項について定める。

1 遵守事項

乙は、業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係諸法令を遵守するとともに、大分市の一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

特に、運搬に当たっては、廃棄物の飛散、落下、流出、あるいは廃棄物により生じる悪臭等の発生を防止し、環境保全に万全を期するとともに、問題が生じる恐れがある場合には、直ちに乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 業務内容等

乙は、大分県庁舎本館、大分県庁舎新館及び別館のごみ集積所に集められた一般廃棄物を大分市のごみ焼却施設まで運搬し、市の処理基準に従って処分するものとする。

ただし、収集した廃棄物の中でリサイクルできるもの（以下、「リサイクル資源」という。）がある場合は、一般廃棄物処分施設において可能な限りリサイクル処分を行うこと。

年間廃棄予定数量は44,275kgである。これは目安であり、実際の年間廃棄数量を保証するものではない。

3 ごみ収集の方法と処分量把握

(1) 乙は、各庁舎で収集したごみは、あらかじめ甲に登録した車両で、大分市のごみ焼却施設に運搬し、市の処理基準により処分する。（収集運搬から処分まで専用車両とする。）ただし、リサイクル資源がある場合は、リサイクル資源を除いたものを処分すること。

(2) 処理量の把握は、収集の都度、計量を行うものとする。

4 業務時間等

(1) 業務（収集）時間

原則として、13時～17時の間とする。

(2) 業務を要する日

閉庁日を除く月曜日から金曜日とする。

ただし令和8年12月29日（火）は収集を行う。

乙は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

5 業務の実施計画・報告書等

乙は、次の書類を作成し、甲に提出すること。

(1) 年間実施計画表（別記様式1）……4月10日まで

(2) 月間業務実績報告書（別記様式2）…翌月10日

計量証明書を添えて甲に報告する。

6 書類の整備

乙は、毎日のごみ量、作業時間、作業員名等必要な事項を「業務日誌」として整備し、また、計量証明書(控)等の関係書類を備えておくものとする。

7 現場責任者

乙は、事務並びに甲との連絡調整等の職を行う現場責任者を定め、その氏名を書面（別記様式3）により甲に通知すること。

8 仕様書に不適合の場合

乙の実施した業務が仕様書に適合していないと甲が認めたときは、甲は、その業務の手直しを命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

9 その他

個人情報及び機密情報を取り扱う業務が発生する場合は、契約書記載の機密情報・個人情報に関する条項及び機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守すること。

なお、その場合は機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第17条に定める監査、調査等を実施する。

令和 年 月 日

令和8年度 年間実施計画表

住 所
氏 名

	一 般 廃 棄 物	備 考
搬出日 (曜日～ 曜日)		
搬 出 時 間 (時～ 時)		
作 業 員 (人 数)		*作業員名簿は別紙
使 用 車 両		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・パッカー車 (t) </div> ・		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・普通トラック (t) </div> ・		
処 分 場 所	[一般廃棄物処理場]	

月間業務実績報告書 (令和 年 月分)

住 所
氏 名

日	曜	一般廃棄物 重量 (k g)	重量 (kg:累計)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
稼働日数		日	大分市手数料	円
総重量		kg	処分場所 (処分場名)	
作業(延)人員		人	備 考	
使用車両	パッカー車 (延べ台数)	台		
	その他車両 (延べ台数)	台		

※当該月の計量証明書を添付のこと。

現場責任者選任通知書

委託業務名	大分県庁舎一般廃棄物処理業務委託
履行場所	大分県庁舎本館・新館・別館 (大分市大手町3丁目1番1号及び大分市府内町3丁目10番1号)
委託期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
現場責任者氏名	
連絡先	

上記委託業務の現場責任者を定めたので通知します。

令和 年 月 日

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

受託者

集積所 本館1F東側外
 新館地下1F駐車場奥
 別館地下1F

回収車の進入経路・高さ制限 新館2.2m、別館2.8m

